

## ○双葉町下水道条例

昭和63年3月18日

条例第2号

改正 平成元年3月17日条例第15号

平成元年6月28日条例第25号

平成9年3月19日条例第8号

平成12年3月17日条例第22号

平成25年3月29日条例第16号

平成26年3月17日条例第17号

平成27年3月17日条例第26号

### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、公共下水道の設置、管理、使用等について、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設置及び名称)

第2条 公共下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、公共下水道を設置する。

2 前項の施設の名称は、次のとおりとする。

双葉町公共下水道

(終末処理場の名称及び位置)

第2条の2 公共下水道の汚水を処理するため、次のとおり終末処理場を設置する。

名称 双葉町浄化センター

位置 双葉町大字郡山字北磯坂15番地

(用語の定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 下水 生活若しくは事業から生じる汚水又は雨水をいう。

- (2) 公共下水道 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために町が設置する下水道をいう。
- (3) 排水設備 下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠、その他の排水施設（屋内の排水管、これに固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器を含み、し尿浄化槽を除く。）をいう。
- (4) 排水設備設置義務者 排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者で法第10条第1項の規定により排水設備を設置しなければならない者をいう。
- (5) 特定事業場 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場をいう。
- (6) 除害施設 下水による障害を除去するために必要な施設をいう。
- (7) 使用者 下水を公共下水道に排除してこれを使用する者をいう。
- (8) 管渠 排水管又は排水渠をいう。
- (9) 水道及び給水装置 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道及び同条第9項に規定する給水装置をいう。
- (10) 使用月 下水道使用料徴収の便宜上区分されたおおむね1月の期間をいい、その始期及び終期は規則で定める。

## 第1章の2 公共下水道の構造の技術上の基準

### (公共下水道の構造の技術上の基準)

第3条の2 法第7条第2項に規定する条例で定める公共下水道の構造の技術上の基準は、次条から第3条の6までに定めるところによる。

### (排水施設及び処理施設に共通する構造の基準)

第3条の3 排水施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。第3条の5において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする

ことができる。

- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓<sup>とう</sup>継手の設置その他の規則で定める措置が講ぜられていること。

(排水施設の構造の基準)

第3条の4 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。
- (3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。
- (4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- (5) ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。

(処理施設の構造の基準)

第3条の5 第3条の3に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。

(2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置が講ぜられていること。

(適用除外)

第3条の6 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

#### 第2章 排水設備の設置等

(排水設備の接続方法、内径その他の基準)

第4条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行うときは、次各号の定めるところによらなければならない。

- (1) 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあつては公共下水道のますその他の排水設備（法第11条第1項の規定により、又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て他人の排水設備により下水を排除する場合における他人の排水設備を含む。以下この条及び次条において「公共ます等」という。）で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあつては公共ます等で雨水を排除すべきものに固着させること。
- (2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所に規則で定める工事の実施方法により行うこと。
- (3) 汚水のみを排除すべき排水管の内径は、町長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口（単位、人）	排水管の内径（単位、ミリメートル）
------------	-------------------

150未満	100以上（勾配 100分の2.0以上）
150以上300未満	150以上（勾配 100分の1.7以上）
300以上600未満	200以上（勾配 100分の1.5以上）
600以上	250以上（勾配 100分の1.3以上）

（４） 雨水を排除すべき排水管の内径は、町長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水面積（単位、平方メートル）	排水管の内径（単位、ミリメートル）
200未満	100以上（勾配 100分の2.0以上）
200以上600未満	150以上（勾配 100分の1.5以上）
600以上	200以上（勾配 100分の1.3以上）

（公共下水道に直接接続しない排水施設の新設等）

第5条 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設（排水設備及び法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設を除く。以下この条及び次条において同じ。）の新設等を行うときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- （１） 汚水は公共ます等で汚水を排除すべきものに、雨水は公共ます等で雨水を排除すべきものに流入させるように設けること。
- （２） 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- （３） 陶器、コンクリート、れんがその他耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講ぜられていること。

（排水設備等設置の申請及び確認）

第6条 排水設備又は前条の排水施設（これらに接続する除害施設を含む。以下これらを「排水設備等」という。）の新設等を行う者は、あらかじめ申請書に必要な書類を添付して提出し、町長の確認を受けなければならない。提出した申請書及びこ

れに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときも、また同様とする。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更にあつては、事前にその旨を町長に届け出ることをもって足りるものとする。

(排水設備等の工事の実施)

第7条 排水設備等の新設等の工事(規則で定める軽微な工事を除く。)は、排水設備等の工事に関し、規則で定める技能を有する者が専属する業者として、規則で定めるところにより、町長が指定したものでなければ行つてはならない。

(排水設備等の工事の検査)

第8条 排水設備等の新設工事等を行つた者は、当該工事が完成した日から5日以内にその旨を町長に届け出、その検査を受けなければならない。

2 町長は、前項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めるときは、当該排水設備等の新設等を行つた者に対し、完成検査済証を交付するものとする。

(排水設備設置義務者の異動の届出)

第9条 排水設備設置義務者に異動があつたときは、新旧義務者は連署して速やかに、その旨を町長に届け出なければならない。

(排水設備設置義務者の代理人及び管理人の選定)

第10条 排水設備設置義務者が町内に居住しないときは、法令及びこの条例に定める事項を処理させるため、町内に居住する代理人を定めて町長に届け出なければならない。

2 給水装置等を共有し、又は共用する者は、法令及びこの条例に定める事項を処理するため、その者のうちから管理人を定めて町長に届け出なければならない。

### 第3章 公共下水道の使用

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第11条 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

(1) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9以下

(2) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム以下

(3) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム以下

(4) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき10ミリグラム以下

2 製造業又はガス供給業に係る特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者に関する前項の規定の適用については、同項第1号中「5を超え9以下」とあるのは「5.7を超え8.7以下」と、同項第2号中「600ミリグラム以下」とあるのは「300ミリグラム以下」と、同項第3号中「600ミリグラム以下」とあるのは「300ミリグラム以下」とする。

3 特定事業場から排除される下水が河川その他公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定による総理府令により、当該下水について第1項各号に掲げる項目に関し、当該各号に定める水質より緩やかな水質の排水基準が適用されるときは、当該下水に係る第1項に規定する水質の基準とする。

（除害施設の設置）

第12条 使用者は、次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水を除く。）を継続して排除するときは、除害施設を設けてこれをしなければならない。

(1) 温度 摂氏45度以下

(2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9以下

(3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき10ミリグラム以下

(4) ヨウ素消費量 1リットルにつき220ミリグラム以下

2 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。

- (1) カドミウム及びその化合物 1リットルにつきカドミウム0.03ミリグラム以下
- (2) シアン化合物 1リットルにつきシアン0.5ミリグラム以下
- (3) 有機燐化合物 1リットルにつき1ミリグラム以下
- (4) 鉛及びその化合物 1リットルにつき鉛0.1ミリグラム以下
- (5) 六価クロム化合物 1リットルにつき六価クロム0.2ミリグラム以下
- (6) ヒ素及びその化合物 1リットルにつきヒ素0.1ミリグラム以下
- (7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 1リットルにつき水銀0.005ミリグラム以下
- (8) アルキル水銀化合物 検出されないこと。
- (9) ポリクロリネイテッドビフェニル (別名PCB) 1リットルにつき0.003ミリグラム以下
- (10) トリクロロエチレン 1リットルにつき0.3ミリグラム以下
- (11) テトラクロロエチレン 1リットルにつき0.1ミリグラム以下
- (12) ジクロロメタン 1リットルにつき0.2ミリグラム以下
- (13) 四塩化炭素 1リットルにつき0.02ミリグラム以下
- (14) 1・2—ジクロロエタン 1リットルにつき0.04ミリグラム以下
- (15) 1・1—ジクロロエチレン 1リットルにつき0.2ミリグラム以下
- (16) シス—1・2—ジクロロエチレン 1リットルにつき0.4ミリグラム以下
- (17) 1・1・1—トリクロロエタン 1リットルにつき3ミリグラム以下
- (18) 1・1・2—トリクロロエタン 1リットルにつき0.06ミリグラム以下
- (19) 1・3—ジクロロプロペン 1リットルにつき0.02ミリグラム以下
- (20) テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム) 1リットルにつき0.06ミリグラム以下
- (21) 2—クロロ—4・6—ビス (エチルアミノ) —S—トリアジン (別名シマジン) 1リットルにつき0.03ミリグラム以下



- (22) S—4—クロロベンジル=N・N—ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ） 1リットルにつき0.2ミリグラム以下
- (23) ベンゼン 1リットルにつき0.1ミリグラム以下
- (24) セレン及びその化合物 1リットルにつきセレン0.1ミリグラム以下
- (25) フェノール類 1リットルにつき1ミリグラム以下
- (26) 銅及びその化合物 1リットルにつき銅1ミリグラム以下
- (27) 亜鉛及びその化合物 1リットルにつき亜鉛2ミリグラム以下
- (28) 鉄及びその化合物（溶解性） 1リットルにつき鉄10ミリグラム以下
- (29) マンガン及びその化合物（溶解性） 1リットルにつきマンガン10ミリグラム以下
- (30) クロム及びその化合物 1リットルにつきクロム2ミリグラム以下
- (31) 弗素化合物 1リットルにつき弗素10ミリグラム以下
- (32) 温度 45度未満
- (33) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (34) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
- (35) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満
- (36) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
  - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
  - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (37) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満
- (38) 燐含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満

3 製造業又はガス供給業の用に供する施設から下水を排除して公共下水道を使用する者に対する前項の規定の適用については、同項第17号中「45度以下」とあるのは「40度以下」と、同項第18号中「5を超え9以下」とあるのは「5.7を超え8.7以下」と、同項第19号中「600ミリグラム以下」とあるのは「300ミリグラム以下」と、同項第20号中「600ミリグラム以下」とあるのは「300ミリグラム以下」とする。

(水質の測定等)

第13条 除害施設の設置者は、公共下水道に排除する下水の水質を測定し、記録しておかなければならない。

(除害施設管理責任者の選任)

第14条 除害施設を設置する者は、規則で定める当該施設の維持管理に関する業務を担当させるため除害施設管理責任者を選任しなければならない。

2 前項の規定により除害施設管理責任者を選任したときは、規則で定めるところにより速やかにその旨を町長に届け出なければならない。除害施設管理責任者を変更したときも同様とする。

3 除害施設管理責任者の業務資格その他必要な事項は、規則で定める。

(し尿の排除の制限)

第15条 使用者は、し尿を公共下水道に排除するときは、水洗便所によってこれを行わなければならない。

(使用開始等の届出)

第16条 使用者は、公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、規則で定めるところによりあらかじめ、その旨を町長に届け出なければならない。

2 法第12条の3、第12条の4又は第12条の7の規定による届出をした者は、前項の規定による届出をしたものとみなす。

(悪質下水の排除の開始等の届出)

第17条 使用者は、下水道法施行令第9条第1項第4号に該当する水質又は同令第9条の8、若しくは同令第9条の9第1項第3号、若しくは第4号、若しくは第2項各号に定める基準に適合しない水質の下水（以下「悪質下水」という。）の排除を開始しようとするときは、あらかじめ、当該悪質下水の量及び水質を町長に届け出なければならない。

2 前項の使用者は、同項の届出に係る悪質下水の量若しくは水質を変更し、その排除を休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその排除を再開しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。

(使用料の徴収)

第18条 町は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、毎使用月、その使用月における公共下水道の使用について、集金又は納額告知書により徴収する。

3 前項の規定にかかわらず、土木建築に関する工事の施工に伴う排水のため公共下水道を使用する場合、その他公共下水道を一時使用する場合において必要と認めるときは、町長は、使用料を前納させることができる。この場合において使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届け出があったとき、その他町長が必要と認めたとき行う。

(使用料の算定)

第19条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表の定めるところにより算定した額に、消費税相当額を加えた額とする。この場合において1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号の定めるところによる。

(1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、二以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等において、それぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して町長が認定する。

(2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は、使用者の使用の態様を勘案して町長が認定する。

(3) 水道水と水道水以外の水とを併用する場合は、水道の使用水量と水道水以外の使用水量を加えたものとし、使用水量は、使用者の使用の態様を勘案して町長が認定する。

(4) 氷雪製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水量と著しく異なるものを営む使用者は、毎使用月、その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して7日以内に町長に提出しなければならない。この場合においては、前3号の規定にかかわらず、町長は、その申告書の記

載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

(5) 第16条の規定による届出をしないで公共下水道を使用した者の汚水量については、町長が認定する。

3 使用者が、使用月の中途において、公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときも、当該使用月の使用料は、1使用月として算定する。

(資料の提出)

第20条 町長は、使用料を算出するために、必要な限度において使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

### 第3章の2 終末処理場の維持管理

第20条の2 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 活性汚泥を使用する処理方法による場合は、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。

(2) 沈砂池又は沈殿池のどろのために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。

(3) 急速濾過法による場合は、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること

(4) 前3号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。

(5) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。

(6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずること。

### 第4章 雑則

(行為の許可)

第21条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次の各号に掲げる図面を添付して町長に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしよ

うとするときも同様とする。

(1) 施設又は工作物その他の物件（排水設備を除く。以下「物件」という。）  
を設ける場所を表示した平面図

(2) 物件の配置及び構造を表示した図面

2 前項の申請書の様式は規則で定める。

(許可を要しない軽微な変更)

第22条 法第24条第1項の条例で定める軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件で同項の許可を受けて設けた物件（地上に存する部分に限る。）に対する添加であって同項の許可を受けた者が当該施設又は工作物その他の物件を設ける目的に付随して行うものとする。

(占有)

第23条 公共下水道の敷地又は排水設備に物件（以下「占有物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、占有許可願を提出して町長の許可を受けなければならない。ただし、占有物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占有の許可とみなす。

(占有許可の基準)

第23条の2 町長は、公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分に電線及び下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第17条の3に規定する物件（以下この条及び次条において「電線等」という。）の占有に係る前条第1項の申請があった場合においては、その占有が必要やむを得ないものであり、かつ、電線等が次に掲げる基準に適合するものである場合に限り、当該占有を許可することができる。

(1) 電線等を設置する箇所が下水の排除及び暗渠の管理上支障のない箇所であること。

(2) 電線等を設置する暗渠の断面積に占める当該電線等の断面積の割合が原則として1パーセントであり、かつ、電線の本数が下水の排除及び暗渠の管理上支障のない本数であること。

(3) 電線等の構造が堅牢で、かつ、表面が平滑であって、耐久性、耐蝕性及び耐水性のものであること。

(4) 電線等の設置に係る工事及び維持管理の方法は、暗渠の構造及び機能に影響を及ぼさないものであり、かつ、公共下水道管理者の監理のもとに行われること。

(5) 電線等は、原則として電圧のかからないものとする。

(6) その他公共下水道管理上支障とならないものであること。

(占用期間)

第23条の3 第23条第1項の規定による占用の期間は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の規定に基づいて設ける電線等にあつては10年以内とし、その他のものにあつては5年以内とする。

(原状回復)

第24条 第23条の占用の許可を受けた者は、その許可により占用物件をもうけることができる期間が満了したとき又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不相当であると町長において認めるときは、この限りではない。

2 町長は、第23条の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不相当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(使用料の減免)

第25条 町長は公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例で定める使用料を減免することができる。

(手数料)

第26条 町長は、次の各号に定めるところにより、申請者から手数料を徴収する。

(1) 指定工事店の指定 1件につき 20,000円

(2) 指定工事店の更新 1件につき 10,000円

(規則への委任)

第27条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

(罰則)

第28条 次の各号に掲げる者は、50,000円以下の過料に処する。

- (1) 第6条の規定による確認を受けずに排水設備等の新設等の工事を実施した者
- (2) 第7条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者
- (3) 排水設備等の新設等を行って第8条第1項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者
- (4) 第11条、第12条又は第15条に違反した使用者
- (5) 第16条、又は第17条の規定による届出を怠った者
- (6) 第20条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者
- (7) 第6条、又は第21条の規定による申請書若しくは書類、第16条の規定による届出書、第19条第2項第4号の規定による申告書又は第20条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者若しくは資料の提出者
- (8) 第24条第2項の規定による指示に従わなかった者

第29条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者はその徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料に処する。

附 則

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年条例第15号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年条例第25号）

この条例は、平成元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、施行日から平成元年10月31日までの間に使用料の支払いが確定されるものについては、なお従前の例による。

附 則（平成9年条例第8号）

- 1 この条例は、平成9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の双葉町下水道条例の規定にかかわらず、施行日前から継続している下水道の使用で、施行日から平成9年4月30日までの間に使用料の支払いを受ける権利が確定されるものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成12年条例第22号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成25年条例第16号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第17号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第19条第1項、第3項関係）

種別	汚水排水量区分（1ヶ月につき）		使用料
一般排水	基本使用料	10 立米まで	1, 100円
	超過使用料 （1立米につき）	11 立米から20 立米まで	120円
		21 立米から30 立米まで	130円
		31 立米から40 立米まで	150円
		41 立米から50 立米まで	170円
		51 立米以上	190円
臨時使用排水	1立米につき		500円